

「グリーン経営認証取得であなたの会社が変わる！」

行政書士 杉下法務事務所

(運行管理者資格者証 番号関千貨物第 9848 号)

運輸事業におけるグリーン経営認証

「環境にやさしい取組みをしている運輸事業者」を認証する制度がグリーン経営認証。国土交通省及び各事業団体の協力を得て交通エコロジー・モビリティ財団 (<http://www.ecomo.or.jp/>) が推進しています。

グリーン経営認証の特徴とその効果

- 1) 背景とその特徴： 21 世紀の運輸事業発展のキーワードは、①個人向け(宅急便・引越など)、②安全、③環境とされています。環境保全に配慮した経営を行う事業者に対して、審査の上グリーン経営認証・登録が行われます。

この制度は、厳しい管理・規制を目指すものではなく、すべての運輸事業者が環境保全に配慮した経営を行ってゆくことで日本の運輸業界全体を環境面で健全化してゆこうという一種の運動に近いものです。従って、費用もそんなにかからず、グリーン経営取得、維持、更新のプロセスも現実的に段階を決めて一歩ずつ進んでゆける仕組みになっています。

2) 効果：既にグリーン経営認証を取得した事業者へのアンケートの結果によると以下の具体的な効果が期待できる。（具体的・定量的効果については、交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ（<http://www.ecomo.or.jp/>）を参照ください。

①環境改善

②燃費向上

③交通事故・車両故障の削減

④職場モラル・士気の向上

⑤社会的評価向上

3) 本音の話（行政書士のひとりごと）

環境にやさしいということは、人にやさしいということです。人にやさしい会社は人が集まります。

人にやさしい会社は、人（従業員、お客さん、納入業者など）が大事にしてくれます。みんなが

協力してより良い会社になろうとします。それが、交通事故の減少、車両事故の減少、燃費の向上

につながります。そうして良くなった会社は職場のモラルも士気も向上します。そんな会社はお客さんにもアピールします。差別化です。そんな会社を象徴するのがグリーン経営認証マークです。取得するだけの価値はあります。費用対効果は抜群だと思います。